国土交通省
中国地方整備局
Ministry of Land ,Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お 知 ら せ

| 記者発表資料 | 平成２６年 １２月 ５日 |
|---|---|

＜同時資料提供先＞

合同庁舎記者クラブ・広島県政記者クラブ・島根県政記者会
中国地方建設記者クラブ・三次記者クラブ

# 国道５４号　災害対策基本法に基づく路線の指定について

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、国道５４号広島県三次市下布野～島根県飯石郡飯南町上赤名間を区間指定し、立ち往生車両の移動等の作業を実施します。

積雪のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第７６条の６第１項の規定に基づき、下記の区間を１４時２０分に指定しました。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、立ち往生車両等の移動を行います。

記

| 路線名 | 指定する区間 |
|---|---|
| 国道５４号 | 広島県三次市下布野～ 島根県飯石郡飯南町上赤名 |

○問い合わせ先
国土交通省中国地方整備局
ＴＥＬ０８２－２２１－９２３１（代表）
ＴＥＬ０８２－５１１－６３３１（夜間）
道路部　道路管理課長　浜崎宏幸（はまさきひろゆき）（内線4411）
道路部　道路管理課長補佐　鎌田裕介（かまたゆうすけ）（内線4412）

（広報担当窓口）　広報広聴対策官　坂本繁幸（さかもとしげゆき）（内線2117）
企画部　環境調整官　田尾和也（たおかずなり）（内線3114）

# 一般国道54号
# （広島県三次市布野町下布野地先～島根県飯南町上赤名地先）
# における災害対策基本法に基づく指定の範囲

**位置図**

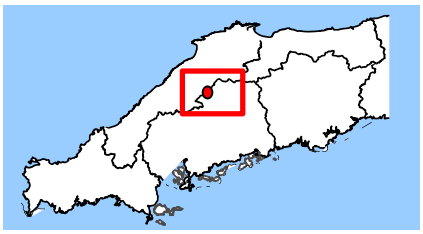

**【一般国道54号】**
**広島県三次市布野町下布野地先 ～島根県飯南町上赤名地先**
**全面通行止め　L＝ 21．34km**

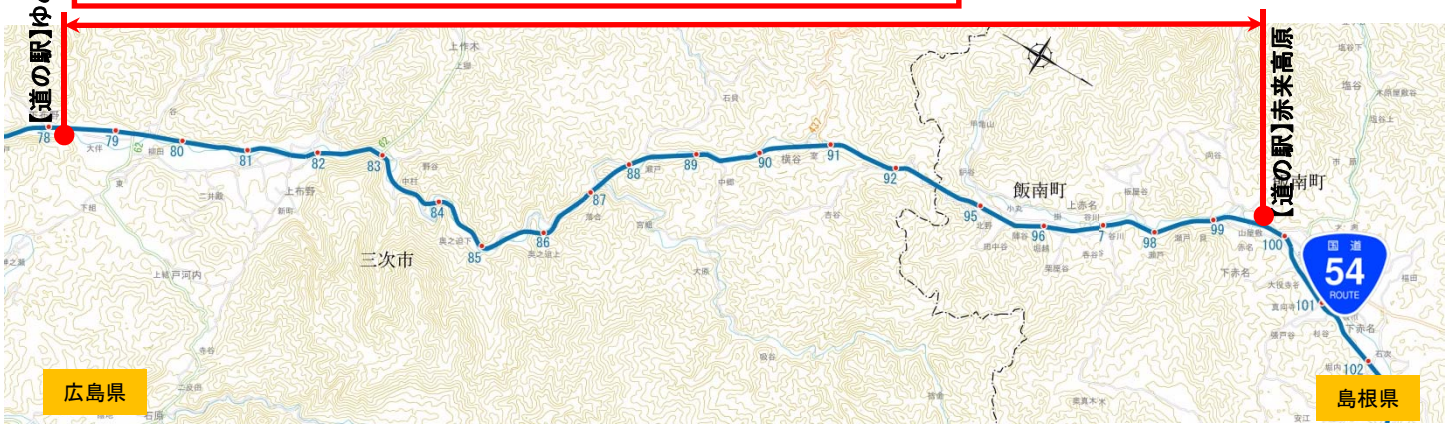


**状況写真**

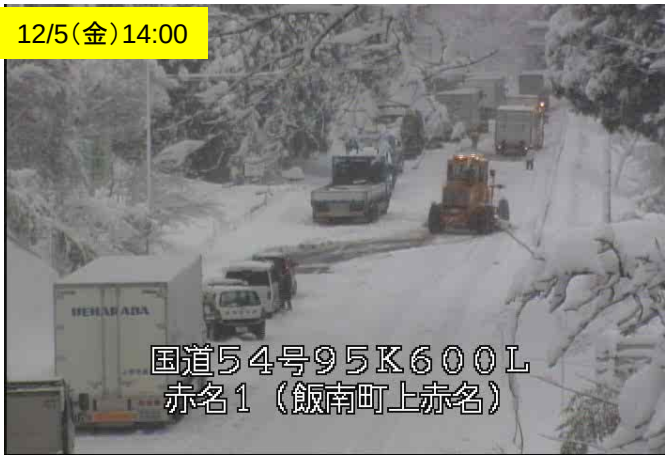

# ●災害対策基本法の一部を改正する法律

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

## 改正の背景

・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。

・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。

## 法律の概要

### 1　緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

（その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備）

※　ホイールローダー等による車両移動

（首都直下地震における八方向作戦の例）

### 2　土地の一時使用等

１の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※　沿道での車両保管場所確保等

車両移動のための具体的方策
（例：ホイールローダーによる移動）

### 3　関係機関、道路管理者間の連携・調整

・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、１の措置の要請が可能

・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、１の措置について指示が可能
（都道府県知事は、市町村に対し指示が可能）

※　高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応

※資料は、内閣府記者発表資料より引用